

令和7年度

定期監査報告書

東京都後期高齢者医療広域連合 監査委員



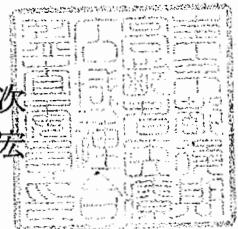
写

7 東広監第39号  
令和7年9月25日

東京都後期高齢者医療広域連合議会議長 様  
東京都後期高齢者医療広域連合長 様  
東京都後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員長 様

東京都後期高齢者医療広域連合

監査委員 清水耕 次  
監査委員 一柳直 宏



令和7年度東京都後期高齢者医療広域連合定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき令和7年度東京都後期高齢者医療広域連合定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果について、別紙のとおり提出します。



# 令和7年度定期監査報告書

## 1 監査の対象及び範囲

東京都後期高齢者医療広域連合の部局において、令和6年4月1日から令和7年3月31日までに執行された令和6年度の財務に関する事務及び事業執行に係る事務

## 2 実施期間

- |          |                       |
|----------|-----------------------|
| (1) 書面監査 | 令和7年6月2日から令和7年6月25日まで |
| (2) 事情聴取 | 令和7年8月28日             |

## 3 監査の方法

東京都後期高齢者医療広域連合監査基準に則り、主管部（課）から提出された財務に関する監査資料、関係書類及び諸帳簿等を照合する書面による監査、並びに関係責任者に対する事情聴取を実施した。

## 4 主たる観点

- (1) 財務に関する事務が、計画に則り法令の定めるところに従い、適正かつ効率的に執行されているか。
- (2) 予算執行、会計処理、契約締結時の財務事務及び財産管理は、諸規程に基づき適正に処理をされ、最小の経費で最大の効果が上がっているか。

## 5 監査の結果

上記主たる観点に重点をおき監査を行ったところ、法令に適合して行われ、最小の経費で最大の効果を上げ、かつ、その組織及び運営の合理化に努めることについて、適正と認められた。

なお、下記6において、指摘・要望事項を記載する。

## 6 総括・意見

本広域連合においては、被保険者数が令和7年3月末時点で177万人を超えており、制度開始当初（平成20年4月）の約106万人と比較すると、約67%増加している。また、財政面では、本広域連合の支出の大半を占める医療給付費の令和6年度実績は約1兆5,744億円となり、平成20年度の7,446億円と比較すると、約111%の増加となっている。

近年の医療費の増に対応する医療費適正化の取り組みとして、令和6年度も引き続きジェネリック医薬品差額通知等事業を実施し、一ヶ月当たりの軽減効果額について、3億9,500万円余の効果を上げた。このほか、柔道整復師の施術に係る療養費適正化事業、あん摩・マッサージ・指圧、はり・きゅう療養費適正化事業を継続するなど、医療費の適正化を図った。

被保険者の健康の保持・増進のため、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業」の委託団体数を前年度比20団体増の57団体とし、健康診査事業の

受診率を前年度比 0.42 ポイント増の 49.87% とするなど、市区町村と連携・協力して高齢者保健事業を積極的に推進した。

また、市区町村が実施する健康教育・健康相談事業等の取り組みに対して補助金を交付するとともに、事務担当者向けの説明動画や事務処理マニュアル改訂版の作成を行うなど、市区町村が円滑に事業を実施できるよう努めた。

こうした経過を踏まえ、被保険者数や財政規模が極めて大きい本広域連合において、その組織的特性をも十分考慮し、今年度の定期監査を通じて次の二点を要望する。

第一に、適切かつ効率的な事務の執行である。

本年度においても、指摘事項として毎年挙げている起案文書や契約関係書類の押印漏れ、記載事項の誤り等のミスが散見された。日常業務におけるチェックが十分に機能せず、ミスを事前に防止できていない状況は、重大な事故の発生にもつながりかねない。

広域連合が派遣職員中心の組織であり、在籍年数の浅い職員が多い現状を踏まえると、業務を適切かつ円滑に進めるためには、各職員の事務処理能力の向上を図るとともに、組織的なチェック体制を整備することが不可欠である。

これまで取り組んできた「文書事務の手引き」、「契約マニュアル」、「会計事務の手引き」の周知・活用と OJT 等の充実を引き続き進めるとともに、実効性のあるチェックを実施できるよう、組織的な取り組みを強化されたい。

令和 6 年度は、内部統制に準ずる取り組みとして公益通報制度の導入準備や、事務処理誤りを防止するためのチェックリストの作成を行い、いずれも令和 7 年度から運用を開始した。広域連合は、内部統制の導入・実施は努力義務とされているところであり、準ずる取り組みの実施に踏み出したことは評価する。今後も、法令等を遵守しつつ適正に業務を遂行するため、他自治体の事例を研究するなど、引き続き努力することを望む。

職員の超過勤務について、令和 6 年度の一人当たりの一ヶ月間の平均超過勤務時間は 12.8 時間であり、令和 5 年度の 16.4 時間から減少した。また、病気休暇の取得状況にも改善が見られ、組織的な業務の遂行や、組織風土の改革に向けた取り組みが一定の効果を挙げたことは評価する。

しかし、部署や時期によっては依然として長時間の超過勤務が発生している事例があることから、特定の職員に過度に負担が集中することがないよう組織的な支援を引き続き行うとともに、会計年度任用職員の活用や DX の推進等、一層の業務の効率化に努められたい。

勤怠管理システムの打刻誤りについては、令和 6 年 1 月～ 3 月の一ヶ月平均が 26.7 件であったのに対し、令和 6 年度の一ヶ月平均は 18.5 件と減少傾向にあるが、適正な勤怠管理の観点から、引き続き解消を図ることが課題である。

第二に、効果的な事業執行である。

国は、令和 6 年 12 月から健康保険証の新規発行を終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みへと移行した。また、子ども・子育て支援金や出産育児一時金に係る支援金の導入、窓口負担割合が 2 割である被保険者への配慮措置の終了など、

後期高齢者医療制度は大きな転換期を迎えており、こうした中、本広域連合は第2期広域計画や、第4期高齢者保健事業実施計画（データヘルス計画）などに基づき医療費適正化施策等を進めてきた。

令和6年度の歳出予算の執行率は、一般会計は99.0%で令和5年度とほぼ同程度であり、後期高齢者医療特別会計は令和5年度の97.9%から98.8%に上昇していることから、予算が適正に執行されているものと認められる。今後も社会経済状況の調査・研究や、事業の検証・評価を十分行った上で予算を編成するとともに、計画的な予算執行に努め、最小の経費で最大の効果を得られるよう、あらゆる角度から努力されたい。また、契約については、外部からの誤解や不信を招くことのないよう、今後も定められた手続きに従い適正に行われたい。

東京いきいき通信は、新聞折り込みを基本に発行する広報紙であるが、被保険者が増加する一方、新聞の購読者が減少していることを踏まえ、令和7年7月をもって発行を終了し、他の媒体による広報の充実を検討していくことを決定した。時代の変化を見据え、広報のあり方に方向性を定めたことは評価する。今後は、ICTの活用に不慣れな被保険者等にも必要な情報を届けることができるよう、広報紙の発行終了による影響を十分に検証しながら、市区町村と協議・連携し、分かりやすく丁寧な情報提供に努められたい。

保健事業については、総体的に見ると年々成果を上げている。しかしながら、健康診査の受診率は、令和5年度の49.45%から令和6年度は49.87%と若干の改善が見られたものの、目標とする56%は達成していない。また、医療機関受診勧奨事業は、受診率や通知人数等に低下がみられる。

いずれも、被保険者の健康の保持・増進等のために重要な事業であるが、実施主体である市区町村によって事業の手法等に違いがあり、それが成果に影響していると考えられることから、好事例を共有するなど適切な支援を行い、受診率等の向上に努められたい。

団塊の世代が全て75歳以上となり、本格的な少子高齢化社会、人口減少時代を迎える中、本広域連合は後期高齢者医療制度を将来にわたり持続可能なものとするために、安定的かつ着実な運営をしていくことが求められている。令和6年12月の運営会議からの提言にもあるように、広域計画の実施に当たっては、被保険者の健康の保持・増進を図るとともに、医療費の適正化に関する取り組みについても着実に実施することが重要である。今後も、不正・不当な支出の防止、支出済みの療養費の点検等の施策を、着実に推進していくことを望むものである。

なお、本年度の監査の際に見受けられた事務上の軽微な指摘事項については、改善を指示し、すべて是正済みであることを申し述べておく。